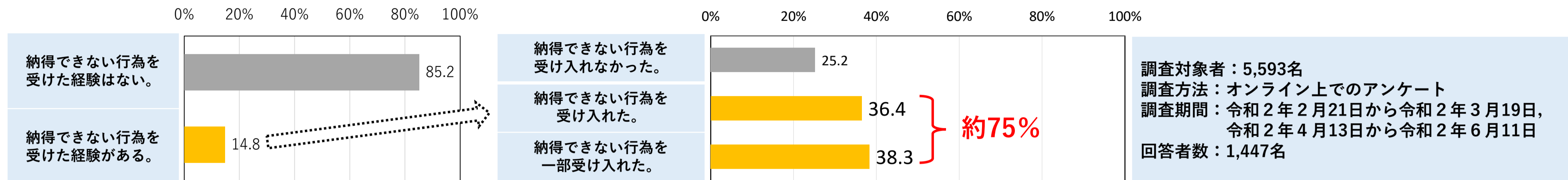


これまで他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約において、納得できない行為を受け入れた経験がありますか？

他社（大企業等）から納得できない行為を受けた経験があるスタートアップのうち、**約75%**が納得できない行為を受け入れている。



調査対象者：5,593名
調査方法：オンライン上でのアンケート
調査期間：令和2年2月21日から令和2年3月19日、
令和2年4月13日から令和2年6月11日
回答者数：1,447名

納得できない行為の具体的な内容

1：NDA（秘密保持）契約

- ・ 自社の重要な資料（アルゴリズム含む）を取引先が**他社に開示**することがあった。
- ・ 秘密保持期間が短い、スタートアップ側だけが秘密情報を開示するなど、**大企業だけに一方的に有利な条項**があった。

2：PoC（技術検証）契約

- ・ 当初契約していた範囲を超えて、追加の作業を求められ、実施したにもかかわらず、その追加の作業について、**契約書が提示されず**、最終的には**対価も支払われなかった**。
- ・ PoC後の契約の締結をほのめかされ、無償でPoCを行っていたにもかかわらず、**その後の契約を結んでももらえなかった**。

3：共同研究契約

- ・ 主に自社のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても、**大企業に権利が帰属**する条件になっている。
- ・ 自社の技術が詰まった製品の製作を大企業に依頼したところ、その技術に関連する特許を**無断で特許出願された**。

4：ライセンス契約

- ・ 契約時に製造や販売に関して、不利益を被るような**独占契約を結ぶ**ように、何度もしつこく迫られた。
- ・ ライセンスの**無償提供**を求められそうになっている。

今後の対応

- ・ スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保するため、アンケート結果で判明した論点を踏まえ、独占禁止法上の問題点に該当するか否かなどを検討。
- ・ 更なるヒアリング調査を行い、独占禁止法上の評価等を整理した実態調査報告書を取りまとめる予定。

(参考) 経済産業省及び特許庁の取組

- ・ 事業会社と研究開発型スタートアップのオープンイノベーションを促進するため、「モデル契約書」を作成。
- ・ 主に以下の観点から整理することとされている。
 - 1：NDAにおけるスタートアップの機密情報の取扱い
 - 2：PoCにおける対価や成果物の設定
 - 3：共同研究開発における知的財産権の帰属
 - 4：ライセンスにおける特許等の成果の利用